

令和7年3月6日

内閣府特命担当大臣

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)

女性活躍担当

共生社会担当

三原 じゅん子 様

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会

理事長 片山 等

### AV 出演被害防止・救済法の改正についての要請

当団体には、性行為映像制作物の制作メーカー、女優のマネージメントを担うプロダクションといった約 370 の事業者が参加しており、出演者の人権と日本の倫理を守るための自主規制ルールを設け、各事業者が法律とルールを順守することを誓約し実践することで、出演者や視聴者にとって安全、安心な作品をリリースするという正規の活動をこれまで継続してまいりました。

令和4年6月23日「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」いわゆる AV 出演被害防止・救済法が施行されました。本法は、性行為映像制作物の出演者を、悪質な事業者から守ることを目的に、議員立法にて成立しました。本法の誕生により、施行からの2年間において、出演者への契約書不交付など、法律を守らない悪質な同人事業者、無修正事業者が多数検挙され、被害を受けた出演者の救済に繋がっております。

しかし、短い調整期間にて成立、施行された法律であったため、所々に性行為映像制作物の出演や制作の実態にそぐわない内容があり、法律、人権、ルール、倫理を真面目に守ってきた女優などの出演者や制作メーカーなどの正規事業者において、様々な不利益が発生しております。私共正規事業者一同は、本法を守りながらの作品制作に取り組んでおりますが、このまま不利益を放置したままでは、正規事業者の中から、「法律を守らない違法事業者」となることを選ばざるを得なくなる事業者が出てしまうのではないかと、強い危機感を感じております。違法事業者が増えることにより、出演者に対する出演強要、出演キャンセルに対する高額な賠償金請求、脅迫といった被害が増えるであろうことは想像に難くありません。

この様な本法の成立目的から反する未来を迎えない為には、現役の出演者を含めた私共正規事業者の声に耳を傾けたうえでの本法改正が不可欠であります。しかし、本法附則第4条「この法律の規定については、この法律の施行後二年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」にて定められた「施行後二年以内」という期間は、既に過ぎてしまいました。

つきましては、下記の通り本法改正の要望をまとめましたので、本法附則第4条の着実な実行と本法の改正に向け尽力いただけるよう要請致します。

## 記

### AV 出演被害防止・救済法 改正の要望

#### (要望①)

AV 出演被害防止・救済法では、出演契約書等の交付を受けた日から撮影まで1か月(第7条)、全ての撮影が終了した日から公表まで4か月(第9条)という熟慮期間が設けられているが、「出演料がとにかく早く欲しい、必要」という出演者は、法律を守る正規事業者ではその希望が満たされない為、安易に、法律を守らない悪質な同人事業者や無修正事業者の作品へ出演してしまい、説明もなく契約書も渡されないなどの被害にあってしまう。熟慮期間を少しでも短くするなどの緩和をご検討いただきたい。

#### (要望②)

AV 出演被害防止・救済法では、制作公表者へ「法律内容の説明」を契約時の義務(第5条)としている。確かに初めて性行為映像制作物に出演する出演者には必要であるが、過去に複数の作品へ出演してきたベテランの出演者においては、何回も同じ法律内容の説明を受けなければならず、出演者、制作公表者の両者において、時間的、事務的コストの負担が非常に大きくなっている。例えば「法律内容の説明」については初めての出演作品の契約時のみとし、以降の作品の契約時では、法律内容を記載した説明書面の交付にて対応するなどの緩和をご検討いただきたい。

#### (要望③)

AV 出演被害防止・救済法では、作品毎契約を結ぶことになっている(第4条)が、過去に撮影が終了し公表済である作品を再利用した「総集編、オムニバス作品」の制作については、新たな撮影は無いので、作品毎契約義務の緩和をご検討いただきたい。例えば、初回作品の契約書に「本作品を利用した総集編・オムニバス作品の制作は、本作品の公表期間内であれば、※※本まで制作することができる」などを規定し、契約で作成できる本数を限定し、無制限の制作を認めないことでの対応はできないか。

#### (要望④)

AV 出演被害防止・救済法では、出演契約後、撮影まで1か月の熟慮期間(第7条)が設けられているが、撮影間近、撮影当日に出演予定者が体調不良などで出演できなくなった場合、この熟慮期間の定めによって、急な「代役」を立てることは違法となってしまう。その為、制作公表者は予定していた撮影を延期、又はキャンセルせざるを得なくなり、代役を起用した撮影が激減した。出演者においては、共演者への報酬支払が先送りになってしまう、代役での出演業務が激減するといった報酬面での弊害が出ている。制作公表者においては、撮影延期などによるスタジオキャンセル代やスケジュール再調整などの様々なコスト負担が増加している。この「急な代役は違法」という状況が改善されるよう、ご検討いただきたい。

以上